

## 家きん・家きん肉等の輸入条件の見直しについて（メモ）

### 1．背景

- （1）我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生。アジア地域、北米地域における高病原性鳥インフルエンザの発生・流行。
- （2）このため、我が国への高病原性鳥インフルエンザの侵入防止対策をよりの確、効率的に行う観点から輸入条件の見直しを検討。

### 2．現行制度

- （1）防疫マニュアルにおいて、「H5・H7及びその他強毒タイプのもの」を高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）と定義。
- （2）家きん・家きん肉については、HPAI 発生国からの輸入は原則として全面停止（最終発生に係る防疫措置完了から 90 日間）  
ただし、米国・カナダについては、HPAI のうち弱毒タイプの発生の場合、発生地域（州単位）のみ輸入停止（地域主義の適用）。
- （3）家畜伝染病予防法の対象とされていない指定外鳥類についても、本年 2 月より HPAI 発生国からの輸入を原則として停止。

### 3．問題点

#### （1）発生国・清浄国

現在、OIE 等への発生報告に基づき発生国を判断しており、サーベイランスを行っていない国、正確な報告を行っていない国等も清浄国とみなされている。疾病の発生に係る情報が迅速、正確になされない場合、輸入停止措置等防疫対策の遅れにつながる。

ワクチン接種国・地域の位置付けが不明確。

輸出国の防疫体制・措置の内容と我が国の輸入検疫措置がリンクしていない。

## (2) 地域主義

現在、米・加については、HPAIのうち弱毒タイプの場合に限り、地域主義を認めている（発生地域（州）のみ輸入停止）が、他の国については認めていない。

EUは、米・加に対してHPAIの病原性にかかわらず地域主義を導入。（3月30日発表）

## (3) 国際的な検討状況

2004年OIEコード改正案においては、

- (ア)「H5・H7及びその他強毒タイプのもの」を届出AIと定義し、これを高病原性（HP）と低病原性（LP）とに区分。
- (イ) 清浄国・地域等の条件を規定。
- (ウ) 地域主義の他、コンパートメントの考え方の導入。
- (エ) 清浄性確認のためのサーベイランスの基準を設定

## 4. 検討項目

### (1) 病原性による輸入措置の考え方

HPとLPの間では伝播力に差はなく、検疫措置の実施に当たり、両者を区別する必要があるかどうか。

### (2) ワクチン接種の考え方

発生に際し一部の地域でワクチン接種を実施している国があるが、その取扱いについてどのように整理すべきか。

### (3) 地域主義の考え方

広大な国土の国の一部で発生があった場合、国全体から一律に輸入停止措置を実施することが妥当かどうか。

### (4) 家畜衛生体制の評価

上記(1)から(3)について、各国がいかなる防疫措置を講じているか等について情報収集を行い、それに基づき各国の衛生体制の評価し、評価結果に応じた検疫措置を検討する。

## 鳥インフルエンザに関する 2004 年 OIE コード改正案概要（継続検討）

### 【経緯と現状】

第 72 回 OIE 総会（2004 年 5 月）において新たなコード案が採択に付されたが、全体の検討方向は支持できるものの、主に、コンパートメントの具体的な運用、サーベイランスの考え方、ワクチネーションの位置付け、等について更なる検討が必要との意見が多く出され、全体を括弧つき（継続検討）とした上で、今後必要な検討を行い次回総会での採択を目指すこととされた。

### 【新コードの概要】

届出鳥インフルエンザ（NAI）の定義

- (1) あらゆる血清型 H5 又は H7 のインフルエンザ A 型ウイルス、または静脈内接種指標 (IVPI) が 1.2 よりも大きい鳥インフルエンザウイルス（又は、死亡率が 75% 以上のもの）による家きん伝染病
- (2) NAI ウイルスは、高病原性 NAI (HPNAI) と 低病原性 NAI (LPNAI) とに分類

NAI ウイルスによる感染の発現の定義

- (1) HPNAI 又は LPNAI ウイルスが分離され、かつ、当該ウイルスと同定されること、又は、
- (2) 血清型 H5 又は H7 に対する抗体が検出され、ウイルスが分離されること

NAI 清浄施設（農場）

過去 21 日間 NAI の臨床症状が確認されず、かつ HPNAI (又は LPNAI) 感染施設を中心とする半径 3 km (又は 1km) 以内に位置していない施設

NAI 清浄国又は地域 / コンパートメント：

- (1) NAI ウイルスの感染が過去 12 ヶ月間存在しないことが証明されること
- (2) 感染家きんがと殺される場合には、最終感染家きんのと殺及び感染農場の消毒措置が完了した日から起算して 3 ヶ月間経過すること

清浄性を証明するためのサーベイランス

- (1) 「国又は地域」：95%信頼度で、企業体における 1%の NAI 感染率の摘発が可能な方法により、少なくとも 6 ヶ月間隔で実施
- (2) 「コンパートメント」：95%の信頼度で 10%の NAI 感染率を摘発することが可能な方法により実施
- (3) 「各施設」：95%の信頼度で 25%の NAI 感染率の摘発が可能な方法  
ワクチン接種が実施されている場合、血清学的検査において、「おとり鳥」の使用などにより、感染鳥とワクチン接種鳥とを区別することができなければならない。

以上のような考え方を定めた上で、国 / 地域 / コンパートメントのステータスごと、品目ごとに、輸入国が要求すべき条件を規定

# 高病原性鳥インフルエンザに係る動物検疫措置について

家畜伝染病予防法の規定に基づき、高病原性鳥インフルエンザの発生国からの家きん（鶏、七面鳥、あひる、うずら及びがちょう）及びこれらの動物由来の肉、卵等の輸入を停止。なお、今般のアジア地域における高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家きん以外の鳥類についても、2月以降、発生国からの輸入を停止。

## 1 現在、輸入停止措置を講じている国等

- |                      |             |             |
|----------------------|-------------|-------------|
| (1) 香港               | : H13(2001) | 5/18 ~      |
| (2) マカオ              | : H13(2001) | 5/24 ~      |
| (3) イタリア             | : H14(2002) | 10/23 ~     |
| (4) 韓国               | : H15(2003) | 12/12 ~     |
| (5) ベトナム             | : H16(2004) | 1/9 ~       |
| (6) 台湾               | : H16(2004) | 1/15 ~      |
| (7) タイ               | : H16(2004) | 1/22 ~      |
| (8) インドネシア           | : H16(2004) | 1/25 ~      |
| (9) カンボジア            | : H16(2004) | 1/25 ~      |
| (10) ラオス             | : H16(2004) | 1/27 ~      |
| (11) パキスタン           | : H16(2004) | 1/27 ~      |
| (12) 中国              | : H16(2004) | 1/27 ~      |
| (13) 米国 <sup>注</sup> | : H16(2004) | 2/7 ~ 6/9   |
| (14) カナダ             | : H16(2004) | 2/20 ~      |
| (15) オランダ            | : H16(2004) | 3/17 ~ 6/22 |

- |   |                          |   |
|---|--------------------------|---|
| 〔 | 停止対象品目                   | 〕 |
|   | ・生体（鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょう） |   |
|   | ・上記動物由来の肉、臓器及びこれらの製品     |   |
|   | ・卵及び卵製品 等                |   |

(注) 米国については、強毒タイプの鳥インフルエンザの清浄性が確認されたことから、輸入停止措置を一部解除(コネチカット州、ロードアイランド州、デラウェア州、ニュージャージー州、メリーランド州及びテキサス州については、弱毒タイプの鳥インフルエンザの清浄性が確認されていないため、引き続き輸入停止)。

カナダについては、本年2月20日にブリティッシュ・コロンビア州において発生を確認したことから、カナダ全土からの輸入を停止。その後、ウイルスの毒性が弱毒タイプであること等を確認したことから、3月5日にブリティッシュ・コロンビア州からのみ輸入停止としたところであるが、3月10日、同州で強毒タイプのウイルスも確認されたため、カナダ全土からの輸入を停止。

## 2 過去（H14(2002)～H15(2003)）に輸入停止措置を講じた国（**すでに停止措置は解除**）

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| (1) チリ    | : H14(2002)6月 ~ H15(2003)2月  |
| (2) オランダ  | : H15(2003)3月 ~ H15(2003)8月  |
| (3) ベルギー  | : H15(2003)4月 ~ H15(2003)9月  |
| (4) ドイツ   | : H15(2003)5月 ~ H15(2003)8月  |
| (5) デンマーク | : H15(2003)9月 ~ H15(2003)12月 |